

令和3年度 介護人材確保定着総合推進事業  
介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件整備等のための介護事業所への専門家派遣  
実施要領

---

1 事業の趣旨

令和3年度介護報酬改定においては、介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算について、引き続き上位区分の算定や取得促進を強力に進めることとされるとともに、介護職員処遇改善加算（Ⅳ）および（Ⅴ）が1年間の経過措置を設け、廃止することとされた。このことに伴い、加算の新規取得やより上位の区分の加算取得を促進することを目的に、制度に精通した専門家（社会保険労務士）を派遣し支援を行う。

2 事業の内容

加算取得要件となる就業規則等の整備に関する助言や作成指導

3 実施機関

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会（福井県長寿福祉課委託事業）

4 事業対象

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）および介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を取得していない事業所

5 実施期間

令和3年5月から令和4年3月末までとする。ただし、新規受付は原則2月末までとする。

原則として1法人（事業所）につき2回までとする（年度内）。

専門家の派遣には、専門員等が必ず同行し、アドバイス内容に対する継続的なフォローを実施する。

6 派遣対応内容等

- ・職位・職責・職務内容に応じた任用要件の整備
- ・資質向上のための計画の策定
- ・経験または資格等に応じて昇給する仕組みの構築
- ・研修の受講支援
- ・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・介護サービス情報公表制度の活用

7 利用料

無料

8 その他

派遣する専門家については、課題に応じて随時依頼する。

専門家の資質を確保するため、専門家は原則として社会保険労務士とする。

申込多数の場合、実施期間中であっても受付を終了する場合がある。